

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的等

#### (1) 目的

西いぶり広域連合（以下「連合」という。）が発注する、西いぶり広域連合新中間処理施設設計・建設モニタリング業務（以下「本業務」という。）に係る西いぶり広域連合新中間処理施設設計・建設モニタリング業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、本業務委託の受注者を選定する手続きについて定めることを目的とする。

#### (2) 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 2 業務概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 業務名    | 西いぶり広域連合新中間処理施設設計・建設モニタリング業務  |
| (2) 業務目的   | 本業務は、連合がDBO方式で実施する「西いぶり広域連合新中間処理施設建設工事」の適正な履行の確保を目的として、設計・建設モニタリングを行うものである。   |
| (3) 業務内容   | 別添仕様書のとおり   |
| (4) 履行期間   | 契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで   |
| (5) 委託料上限額 | 233,816,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  |
| (6) 支払方法   | 部分払2回<br>各年度の支払い時期及び支払いは、概ね以下のとおりとする。<br>第1回 令和5年3月 20%<br>第2回 令和6年3月 53%<br>※令和2年度及び令和3年度は部分払は行わないため、受注者は令和2年度及び令和3年度に部分払を請求できないものとする。 |

### 3 実施スケジュール

- |     |               |                                      |
|-----|---------------|--------------------------------------|
| (1) | 令和2年10月 9日（金） | 公告                                   |
| (2) | 令和2年10月16日（金） | 質問書提出期限                              |
| (3) | 令和2年10月22日（木） | 質問回答の公表（予定）                          |
| (4) | 令和2年10月28日（水） | 参加表明書提出期限                            |
| (5) | 令和2年11月 4日（水） | 参加資格確認結果通知（予定）                       |
| (6) | 令和2年11月 9日（月） | 技術提案書提出期限                            |
| (7) | 令和2年11月26日（木） | プレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）（予定） |

### 4 参加資格要件

参加を希望する者は、参加表明書の提出期限日において、以下の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町（以下「構成市町」という。）のいずれかの令和2年度の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門）を受けていること。
- (3) 平成22年4月から令和2年3月の間に、地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設（100t/日以上発電設備付全連続燃焼式焼却施設に限る。）のDBO方式における設計・施工監理業務を元請として受注した実績を有すること。
- (4) 北海道内に本店、支店、営業所又は出張所を有するもの。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な能力等を有すること。
- (6) 次に掲げる者でないこと。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該工事の入札日6ヶ月以内に手形及び小切手を不渡りした者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者
  - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - オ いずれかの構成市町の入札参加者に係る指名停止等の措置を受けている者
  - カ 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員（法人格を有しない場合は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者

## 5 選定手続等

関係書類の提出、技術提案書の作成要領及びヒアリング等については、次の（1）から（5）に掲げるところによる。なお、関係書類の提出先は、全て「10 事務局」とする。

### （1）質問書の提出

- ア 提出書類 質問書（様式1）
- イ 提出部数 2部（正本1部、副本1部）
- ウ 提出期限 令和2年10月16日（金）午後4時まで
- エ 提出方法 電子メール又は持参  
※電子メールで提出する場合は、必ず到達確認を電話で行うこと。
- オ 質問回答 令和2年10月22日（木）（予定）  
※回答は質問を提出した全員に電子メールで一括送付する。

### （2）参加表明書等の提出

- ア 提出書類

様式番号	様式名
2	参加表明書
3	参加者の概要
4	業務実績調書
5	業務実施体制
6	誓約書
	建設コンサルタント（廃棄物部門）の登録を証明する書類の写し
	管理技術者の技術士資格免許の写し

- イ 提出部数 2部（正本1部、副本1部）
- ウ 提出期限 令和2年10月28日（水）午後4時まで（必着）
- エ 提出方法 配達証明付書留郵便又は直接窓口へ持参する
- オ 特記事項

- （ア）提出書類は如何なる理由を問わず、返却しない。また、提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあるので留意すること。
- （イ）参加資格の審査結果については後日、通知する。

### （3）技術提案書の提出

- ア 提出書類 下記「（4）ア 提出書類」参照
- イ 提出部数 17部（正本1部、副本16部）
- ウ 提出期限 令和2年11月9日（月）午後4時まで（必着）
- エ 提出方法 配達証明付書留郵便又は直接窓口へ持参する  
※提出期限までに提出がない場合は、参加意思がないものとみなす。

### （4）技術提案書の作成要領

#### ア 提出書類

様式番号	様式名
7	技術提案書提出届
8	予定技術者調書
9	業務実施スケジュール
10	技術提案(1/4)【設計監理】
11	技術提案(2/4)【施工監理】
12	技術提案(3/4)【運営計画モニタリング支援】
13	技術提案(4/4)【その他の提案】
14	参考見積書

#### イ 書類規格

- （ア）提出する書類の規格は、A4版、片綴じ、横書き、片面印刷とする。
- （イ）文字の大きさは11.0ポイントとする（様式9は除く）。ただし、図表等に用いる文字の大きさはこの限りではない。

#### ウ 特記事項

- （ア）技術提案書の内容は、PRしたいポイントや記載内容の理由等提案趣旨を明確かつ簡潔に示すこと（資料が過大なものにならないよう留意すること。）。
- （イ）提出期限以降における技術提案書の変更は認めない。

### （5）ヒアリング等

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書を提出した者（以下「参加者」という。）の技術提案書の内容について、参加者に対するヒアリング等を実施する。

- ア 実施日 令和2年11月26日（木）（予定）
- イ 詳細事項 会場および時間等の詳細は別途通知する。
- ウ その他

- (ア) 出席者は4名までとし、必ず本業務の管理技術者は出席し、説明を行う。
- (イ) ヒアリング等の内容に虚偽が認められる場合は、失格とする。

## 6 審査

### (1) 審査方法

連合は、新中間処理施設設計・建設モニタリング業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、技術提案書の内容及びヒアリング等から下記（2）審査項目等に基づき審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、入札参加者が1者の場合でも、審査は実施するものとし、最低基準点（満点の5割）を超えた場合に限り、優先交渉権者として選定する。

### (2) 審査項目等

審査項目		配点
業務実績	企業実績、担当者実績	15
業務実施体制	業務実施体制	10
技術提案書	業務実施スケジュール、設計監理・施工監理・運営計画モニタリング支援の的確な実施のための提案、その他の提案等	50
ヒアリング等	プレゼンテーション及びヒアリング	15
見積価格		10
合 計		100

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、ヒアリング等に参加した全ての者へ通知する。

- ア 通知方法 各参加者へ郵送にて通知する
- イ 通知日 令和2年12月4日（金）（予定）
- ウ その他 審査及び選定結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。

### (4) 審査結果の公表

審査結果については、連合のホームページで公表する。

## 7 契約の締結

(1) 契約日 令和2年12月11日（金）（予定）

### (2) 契約締結

- ア 優先交渉権者は、連合と業務内容の詳細な協議を行い、業務内容を確定した後に、見積徴取の上、連合の定める委託費上限額の範囲内において契約を締結する。
- イ 本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結であり、優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、次点交渉権者となった者と交渉を行う。

### (3) 委託費内訳書の提出

優先交渉権者は、見積提出に際し見積書に記載された見積金額に対応した委託費内訳書を提出すること。

#### (4) 部分払

室蘭市契約に関する規則第 52 条の規定に準じて、部分払を行う。ただし、部分払は令和 4 年度以降からとし、各年度の建設工事の出来高に応じて算出した額とする。

### 8 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。この場合、連合は一切の責を負わない。

- (1) 「参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 各提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 見積金額が委託料上限額を超えている場合
- (4) ヒアリング等に参加しなかった場合
- (5) 提出書類に虚偽があった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に掲げるほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会の委員長が失格であると認めた場合

### 9 その他留意事項

- (1) 技術提案書等の作成経費、旅費等の本プロポーザルの参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案資料は、複製を行い連合の会議等の資料とする場合がある。
- (3) 提出された技術提案資料は返却しない。
- (4) 資料の取扱い  
連合が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的に使用することはできない。資料より知り得た事項、情報等を連合の許可なく他に漏らしてはならない。
- (5) 配置予定技術者  
技術提案書等に記載した配置予定の技術者を当該工場の現場に配置すること。配置予定技術者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由があると連合が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 技術提案書の著作権については提出者に帰属する。ただし、連合が本業務の報告、公表等のために必要な場合は、提出者の承諾を得て提案書の内容を無償で使用できる。
- (7) 参加表明書又は技術提案書の提出後に、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式任意）を事務局に持参又は郵送により提出すること。
- (8) 西いぶり広域連合新中間処理施設の建設工事請負契約が締結されない場合は、本業務の契約を締結しない。

### 10 事務局（問い合わせ先及び書類の提出先）

- (1) 担 当 部 署 西いぶり広域連合 総務課
- (2) 住 所 〒050-0051 北海道室蘭市石川町 22 番地 2
- (3) 電 話 0 1 4 3 - 5 9 - 0 7 0 5
- (4) F A X 0 1 4 3 - 5 9 - 7 0 0 5
- (5) 電子メール somu@union.nishi-iburi.lg.jp
- (6) ホームページ <https://www.union.nishi-iburi.lg.jp/>